

# 十勝釧路沿岸海岸保全基本計画

令和 8 年 2 月

北 海 道

1	計画の目的	1-1
1.1	策定の趣旨	1-1
1.2	計画の性格	1-1
2	海岸の保全に関する基本的な事項	2-1
2.1	海岸の状況及び保全の方向に関する事項	2-1
2.2	十勝釧路沿岸の問題点並びに長期的な課題と施策	2-7
3	海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	3-1
4	十勝釧路沿岸の基本理念、基本方針	4-1

## [変更理由]

国は、令和2年11月に、有識者で構成する「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」の提言を踏まえ、海岸法に基づく「海岸保全基本方針」を変更し、気候変動を考慮した対策へ転換したところであり、令和3年8月には各海岸管理者に対し海岸保全施設の計画に必要な波の高さなど外力の設定方法が示された。

これらを受け、北海道では、令和4年9月より有識者による検討懇談会を設置し地形や気象条件に応じた波の高さの将来予測など技術的な検討を行い、気候変動による影響を考慮した設計外力の検討を行った。

今後、検討結果を踏まえた沿岸の長期的な海岸保全の基本的方向と施策を示すため、十勝釧路沿岸の「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」について変更する。



## 1. 計画の目的

### 1.1 策定の主旨

海岸は、国土が狭い我が国にあって、その背後に多くの人命・財産が集中しているとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息している。また、近年、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。

このようなことから、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するため、国が定める海岸区分に基づき、各沿岸毎に海岸保全基本計画を策定する。

### 1.2 計画の性格

海岸保全基本計画は、「美しく、安全で、いきいきとした海岸」を次世代に継承していくことを基本理念とし、地域特性を生かしつつ、各沿岸の長期的な海岸保全の基本的方向と施策を示すものである。

なお、本計画は、地域の状況変化や社会経済状況の変化に応じ、適宜見直しを行う。